児童虐待防止のための連携・啓発に関する取り組み状況について

宇治市要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法に規定する業務のほか、児童虐待の早期発見や予防のための連携、啓発に関する活動を担任することとされています。

宇治市要保護児童対策地域協議会設置要項(抜粋)

(担任事項)

第2条 協議会は、法第25条の2第2項に規定する業務を行うほか、次の各号に掲げる 活動を行うものとする。

- (1) 児童虐待の早期発見及び予防のための連携又は啓発に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

そこで、各委員の所属団体における児童虐待防止に関する取り組み・活動を当協議会で 共有し、より一層連携を深め、今後の当協議会や各所属団体の取り組み・活動の充実につ なげていくために、次の点について別紙にご記入いただき、次回会議(平成30年2月~3 月頃開催予定)に、ご持参いただきますようお願いします。

① 所属団体の主たる活動目的

→普段、どのような目的で活動されている団体なのか、簡単にご記入ください。

② 所属団体における児童虐待防止に関する取り組み(検討)の内容

- ・児童虐待防止に関する取り組み・活動を既に実施されている団体
 - →平成28・29年度の実施内容(予定を含む)をご記入ください。 また、今後取り組んでみたい活動内容や、現在の実施内容を充実させるための 要望などがあればあわせてご記入ください。

・児童虐待防止に関する取り組み・活動を実施されていない団体

→団体としてどのような取り組み・活動ができるかを検討いただき、ご記入ください。また、それらを実施するための要望などがあればあわせてご記入ください。

(①②共通の要望の例)

- ・啓発用ポスターやチラシがほしい
- 研修会をするので講師を依頼したい(講師を紹介してほしい)
- ・研修用の資料・データを提供してほしい
- ・他の団体と合同で取り組みをしたいので相談したい

など

児童虐待防止のための連携・啓発に関する取り組み(検討)状況報告書

	委 員 名:
	所属団体名:
1	所属団体の主たる活動目的
2	所属団体における児童虐待防止に関する取り組み(検討)の内容

- ・取り組み(検討)内容を具体的に記入をお願いします。
- ・取り組みや活動の内容がわかるチラシなど、適宜添付をお願いします。
- ・次回会議(平成30年2月~3月頃予定)にご持参ください。